



地域猫対策 ガイドブック





目 次

はじめに	P1
「地域猫対策」はこうして行われるようになりました	P2
地域猫対策におけるそれぞれの役割分担	P3
不妊去勢手術を施さずに野良猫に餌を与えると	P4
地域猫対策の流れと県からの支援（網掛け部分）	P5
地域猫対策の基本的な考え方	P6
I 取り組みの準備	P6
II 計画の作成	P7
III 周辺住民への説明	P8
IV 計画の認定及び支援	P9
V 対策の開始	P10

別紙

被害を受けない対策	P13
-----------------	-----





はじめに

地域猫対策とは野良猫に不妊去勢手術を施すとともに、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理を行う活動をいい、餌やりだけを行う行為とは全く異なります。

地域猫対策の実施は、野良猫の減少、適正管理による環境の保全、動物愛護の普及につながっていきます。地域猫対策は殺処分される不幸な野良猫を増やさない取り組みであり、野良猫による生活環境の悪化を防止する取り組みです。

和歌山県は、この地域猫対策を推進していくこととし、地域猫対策を行いやすい環境づくりのため、「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例」を一部改正し、平成29年4月1日に施行しました。その中で、地域猫対策を条例に定義付け、野良猫に餌やりを繰り返し行う人の遵守事項等を定めました。また、県の責務として、「地域猫対策その他の動物の愛護及び管理に関する活動の支援又は調整を行う」ことを、新たに盛り込みました。

地域猫対策は、三者（地域住民・ボランティア・行政）協働で行うのを基本としています。地域環境の保全を目指し、住民の方々が主体的に実施して、行政は下支え（支援・助成）する役割を担います。県は、地域猫対策の実施に当たり、実施しようとする人たちと、地域住民間とのコーディネイト役として、積極的に関わっていきます。野良猫に起因して地域の生活環境に支障が生じ、コミュニティに問題が生じているような地域に対し、重点的に地域猫対策を促していきたいと考えています。

和歌山県は、この地域猫対策を県内に広く普及し、推進していくことにより、今いる野良猫と住民が共生できるコミュニティを構築していきたいと考えています。猫好きな人もそうでない人も、また、これまで猫の問題に関心がなかった人も、それぞれの立場で猫の問題について理解を深めていただくとともに、地域に暮らす方々がボランティアや行政と連携して問題解決に着手していく際に、本ガイドブックを参考としていただければ幸いです。

平成30年2月

和歌山県環境生活部県民局
食品・生活衛生課





「地域猫対策」



はこうして行われるようになりました

野良猫で迷惑している

- ふん尿で困っている
- 鳴き声がうるさい
- 子猫が増えて困っている
- 食べ残した餌が不衛生である

かわいそうな猫を助けたい

- おなかをすかせた猫を助けたい
- 餌を与えたが猫が増えると困る
- 飼いたいけど飼うことができない
- 猫のために何かしたい

野良猫の迷惑を
減らしたい

かわいそうな猫を
減らしたい

人と猫の共生に配慮した
解決策として考案

地域猫対策

※猫を不要なものとして排除するのではなく、今いる野良猫と上手に付き合いながら、その数と、ふん尿などの被害を減らしていく方法として、考案されました。

地域猫対策は、動物が命あるものであることを認識し、みだりに動物を虐待しないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮するという「動物の愛護及び管理に関する法律」の基本原則にのっとった野良猫対策の一手段です。

地域猫対策におけるそれぞれの役割分担

1. 住民（実施者）

対策の実施主体となります。実施については、自治会等を基盤とした地域住民で構成されたグループ等で行なうことが望まれます。地域の合意形成に向けた周辺住民への話し合い、広報活動等を行った上で、飼い主のいない猫を管理します。

2. ボランティア（動物愛護団体）

対策経験や蓄積したノウハウに基づき、取り組み方についての技術の提供など、対策への助言や協力をしています。具体的には、餌のやり方や餌の置き場所、トイレの設置やふんの除去等の管理方法などがあります。

3. 行政（県、市町村）

地域猫対策を普及推進するとともに、実施者を支援します。地域猫対策に関する普及啓発資材の提供、計画の作成のアドバイスや地域の住民との調整（コーディネイト）を行います。また、飼い猫の適正飼養についての普及啓発を推進します。

県は、地域猫対策計画を認定（平成29年4月1日から実施）するとともに、指定動物病院や動物愛護センターが実施する猫の不妊去勢手術費用の助成を行います。また、捕獲おりの貸出等も行います。

不妊去勢手術については、開業獣医師からの技術的支援が得られるよう（公社）和歌山県獣医師会と連携します。

三者協働で行う地域猫対策

○住民の役割

- 対策の実施主体となる
- 地域の理解を得る努力をする
- 猫の問題について地域の問題として考える

○ボランティアの役割

- 対策への助言・協力

○行政の役割

- 地域猫対策の普及啓発
- 地域の対策に沿った必要な支援
- 対策への助言・協力

○それが役割を分担し、連携・協働しながら地域猫対策を進めます。



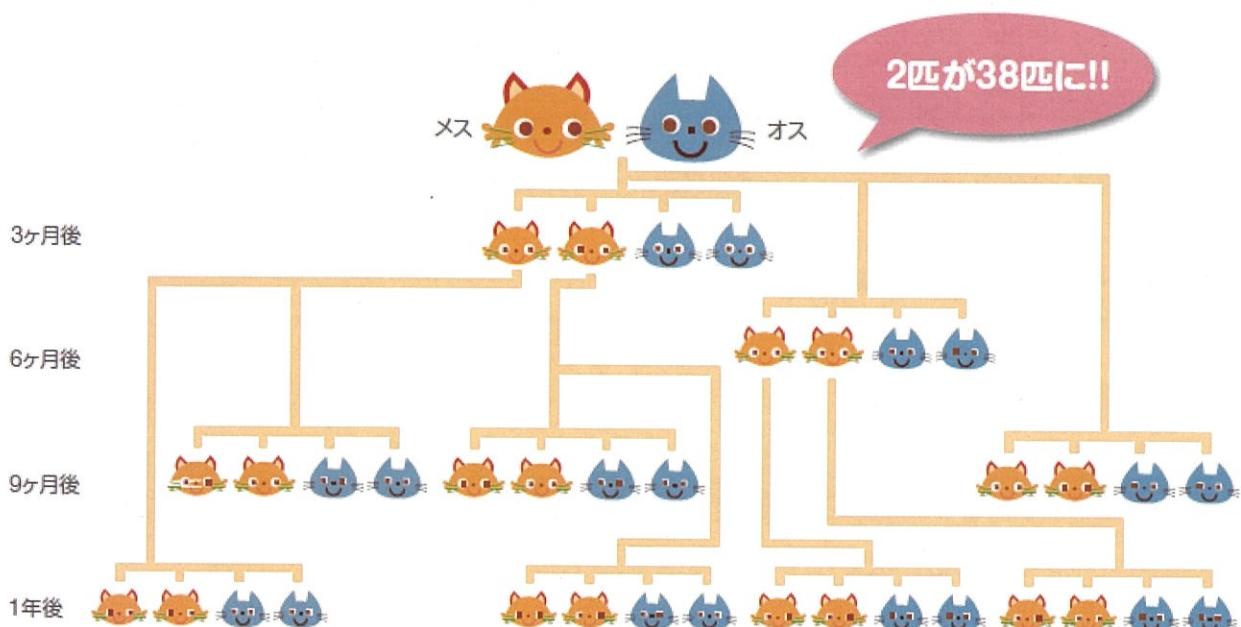


不妊去勢手術



を施さずに野良猫に餌を与えると

猫は1年に2～3回妊娠し、1回に4～8匹出産します。例えば、年3回の出産で4匹ずつ産み、半数がメスだとすると1年後には・・・



このように、1匹の猫を助けようとした行為が、結果的には事故や病気の危険にさらされる不幸な猫を増やすことになってしまいます。

猫の強い繁殖能力について

猫は極めて繁殖能力（子を産む能力）の高い動物です。交尾を行うとその刺激を受けて、はじめて排卵が起こります（交尾排卵動物）。

これにより、ほぼ100%妊娠します。

地域猫対策の流れと県からの支援

(網掛け部分)

I 取り組みの準備

実施に賛同する仲間を集める

- ・保健所やボランティアへの相談
- ・組織づくり(仲間を集めること)

地域の猫の現状及び猫に起因する問題を把握する

- ・猫が多い原因を調査
- ・地域の実態調査
- ・餌をやる人の特定

II 計画の作成

地域猫対策計画を作成する

- ・対策のルール作り
- ・保健所への相談

計画作成の協力

III 周辺住民への説明

餌やりをする場所の周辺住民に説明する

- ・周辺住民への説明
- ・広報活動の方法
- ・地域の合意形成

地域住民間との調整

IV 計画の認定(平成29年4月1日から実施)・支援

保健所に計画認定申請及び支援申請すると各種の支援が受けられます

- ・地域猫対策計画認定証の交付
(平成29年4月1日から実施)
- ・不妊去勢手術費用の助成
- ・標章、腕章の交付
- ・捕獲おりの貸出 等

V 対策の開始

地域猫対策を開始する

- ・猫の飼い主への適正飼養の普及啓発
- ・対象とする猫の特定(個体識別)

猫の捕獲、不妊去勢手術の実施、
猫を元の場所に戻す

- ・捕獲と搬送
- ・不妊去勢手術
- ・餌やりをする場所の管理
- ・トイレの設置・管理
- ・実施状況の把握
- ・被害を受けない対策の周知
- ・譲渡への取り組み

不妊去勢手術費用の助成を受けている場合は、
保健所に完了報告書を提出する



地域猫対策の基本的な考え方

1. 猫を排除するのではなく、命あるものとして取り組むこと。
2. 飼い主のいない猫の数が増えないように、不妊去勢手術を行うこと。
3. 猫の問題を地域の問題として、住民が主体的に取り組むこと。
4. 地域の飼い主が猫を適正に飼養することが前提となること。
5. 猫が好きでない人や、猫をはじめ動物を飼養していない人の立場を尊重すること。
6. 飼い主のいない猫からの被害を受けない対策もとっていくこと。

「地域猫対策」の実施が、地域の対立を深めてしまうことのないように、これらを確認しながら進めていく姿勢が大切です。

I 取り組みの準備

1. 保健所やボランティアへの相談

保健所や、猫の取扱いなど経験を積んだ動物愛護団体や動物愛護推進員の協力を得て行うと、取り組みがスムーズに進みます。

県は、地域猫対策実施者への助言や支援を行います。



2. 組織づくり(仲間を集める)

一人でも多くの仲間を集めることが重要です。主体となる組織は、地域住民が中心となり、趣旨に賛同した方やボランティアの協力を得ながら行います。

また、必ず代表者を決め、グループ、集団で役割分担しながら行います。



3. 状況調査

主体となる組織は、地域の状況と管理しようとする猫の状況を把握するため、次の調査を行います。

(1) 原因の調査

猫が多い理由、無秩序な餌やりの有無、近隣の多頭飼養者の有無など、原因を見極めた上で適切な対策を立てます。

(2) 地域の実態調査

地域の猫の数、猫の飼養状況、猫による迷惑問題の発生状況などについては、地域の実態調査などを行うことで浮かび上がってきます。

調査を行う場合は、自治会長などに了解を得ます。

また、調査用紙には、責任者の氏名や連絡先を明示します。



(3) 餌をやる人の特定

当該地域には多くの場合、餌をやる人がいます。

<餌をやる人が特定された場合>

直ちに、餌やりを禁止させたり餌をやる人を排除することは、隠れた餌やりや感情的な問題に発展しかねません。ルールにのっとって、管理の一端を担ってもらうなど、理解を求め、協調していく必要があります。

猫の情報をもらうなどして、信頼関係を築きあげていきます。

II 計画の作成

1. 対策のルール作り

役割分担、ローテーション、実施方法を決め、無理なく対策が継続できるよう、体制を作ります。

また、当該地域の地域猫が減っても、周辺地域の飼い猫が外飼いで、不妊去勢手術をしていなければ、その地域に猫が増えてしまう可能性があります。

従って、実施者は、行政やボランティアと連携・協力し、周辺地域の飼い猫の適正飼養に関する普及啓発を対策のルールに盛り込みます。特に、不妊去勢手術や屋内飼養は、飼い猫の所有者の努力義務であることを周知する必要があります。

決めておくべきルール

- ・実施者の役割分担、ローテーション等の体制
- ・餌やりをする場所、時間
- ・餌やり後の餌の回収（置き餌はしない）と清掃
- ・トイレの設置場所と排せつ物の処理
- ・対象となる猫のおおよその数

2. 保健所への相談

保健所は、計画の作成に協力します。最寄りの保健所に気軽に相談下さい。

- ・周辺住民への説明方法
- ・地域猫対策の支援（不妊去勢手術費用の助成等）について 等



III 周辺住民への説明

1. 周辺住民への説明

周辺住民に対策の目的や実施方法等を説明します。よりスムーズに地域猫対策を実施するには、自治会等に説明し、合意を得ておくことが必要です。

なお、地域で話し合いを行う場合は、実際に対策を行う人、自治会、猫が苦手な人、猫の管理に反対な方も含めてください。

また、いつ、誰に、どのような説明をしたか、記録を残しておくことが大切です。

(1) 誰に説明すればよいか

- ・餌やりをする場所の自治会等（地域住民組織）
- ・餌やりをする場所の近隣の住民など



(2) どのような内容を説明すればよいか

- ・目的、必要性、効果（生活環境の保全など）
- ・実施者の氏名、住所、連絡先
- ・対策計画の内容
- ・管理する猫の数
- ・捕獲、不妊去勢手術の計画
- ・飼い猫が失踪した際の通報 等

2. 広報活動

猫の問題を地域全体で解決し、飼い猫を間違って不妊去勢手術しないために、地域住民に理解を求めるため広報活動を行います。

(1) 広報活動の方法

- ・地域の全戸にチラシなどを配布する方法
- ・地域内での、いわゆる「クチコミ」
- ・地域の掲示板等への掲示
- ・地域における説明会

(2) 広報の内容

チラシなどで広報する際の内容は、周辺住民への説明内容（上記）に加え、責任の所在と連絡先を明記します。

(3) 協力者の発掘

地域の問題や実施内容など広報活動することにより、これまで猫のことを心配していた人などが、協力者として現れることがあります。

(4) 地域の合意形成

自治会活動や住民への広報活動などにより地域の合意を図っていかなければ、手術だけをして終わりという結果になりかねません。これでは、新たな捨て猫や他の地域から流入してきた猫により、数年で元の状態に戻ってしまいます。

常に地域で取り組んでいるという意識を維持し、ルールにのっとって、継続的な猫の適正管理をしていくことが重要です。

IV 計画の認定及び支援

(計画の認定は、平成29年4月1日から実施)

以下の条件に適合していると認めるときは、計画を認定し、地域猫対策計画認定証を交付します。認定を受けた者は、各種の支援を受けることができます。

1. 支援を受ける条件

(1) 生殖することができない猫にのみ餌やりをすること。

ただし、捕獲することを目的とした餌やりは除く。

(2) 以下の方法で餌やりをすること。

ア 時間を定めて行うこと。

イ 実施後は、飼料及び水を速やかに回収すること。

ウ 餌やりの場所を汚さないこと。

(3) 猫のトイレを設置するとともに、排せつ物を速やかにトイレから除去し、適正に処理すること。

(4) 餌やりをする場所の周辺住民に、その内容が説明されていること。

(5) 捕獲による人の生命、身体又は財産を害するおそれがないこと。(11頁3.(3) 参照)

(6) その他関係法令を遵守すること。

2. 支援の内容

(1) 不妊去勢手術費用の助成(無料手術券の交付)

(2) 認定を受けた地域猫対策であることを示す標章の交付

(3) 腕章の交付

(4) 捕獲おりの貸出

不妊去勢手術費用の助成を受けている場合は、保健所に完了報告書を提出します。



V 対策の開始

1. 猫の飼い主への普及啓発

地域にいる猫の飼い主に対し、4原則について普及啓発します。

- (1) 所有明示（氏名及び連絡先等の飼い主情報を記した首輪や名札などの装着）
- (2) 屋内飼養に努めること
- (3) 不妊去勢手術の実施に努めること
- (4) 終生飼養

2. 対象とする猫の特定（個体識別）

特定するに当たり、飼い猫と飼い主のいない猫の区別、さらに不妊去勢手術が必要な猫がどの位いるか、などを把握します。

特に、手術しようとしている猫が飼い主のいない猫であることを確認しておかないと、のちにトラブルの原因になる場合があります。実施地域で飼い猫が失踪していないか等を保健所に確認します。

このため、猫の写真を撮ってリストを作るなどして、対象とする猫を特定（個体識別）します。また、手術済みであることを識別する方法も決めておきます。

3. 捕獲と搬送

ケージに入れることができる猫ばかりなら問題ありませんが、猫の捕獲は、経験のあるボランティアの力を借りるのがよいでしょう。

猫に負担の少ない方法で捕獲・搬送しますが、捕獲おり（トラップ）を使う方法が一般的です。

捕獲を実施する場合は、周辺の住民に捕獲する場所と期間を周知し、飼い猫を外へ出さないよう協力を依頼してから行います。

（1）指定動物病院への確認

捕獲を始める前に、不妊去勢手術を依頼する指定動物病院に対して、搬送の条件と手術前後の猫の管理方法等について、確認します。

（2）捕獲のための餌やりの実施

飼い主のいない猫は、警戒心が強いため、事前に決められた場所と時間帯で餌付けをし、この時間帯に捕獲することが効果的です。このため、地域住民には捕獲するための餌やりであることを伝え、理解を求めます。

なお、他に餌やりをする人がいる場合には、その人に協力を求めることが効果的であると思われます。

(3) 捕獲による事故、誤捕獲を防ぐための措置

- ① 捕獲おりに「地域猫対策実施中」「手をふれないで下さい」等を記したプレートを掲げるなどの事故防止策をとります。
- ② 飼い猫を誤って捕獲し不妊去勢手術することができないよう、自治会等に協力依頼して、事前に次の事項を回覧等により周知します。
 - ・飼い猫への所有明示
 - ・飼い猫の屋内飼養
 - ・捕獲する場所と期間
 - ・捕獲期間中に飼い猫がいなくなつた場合の連絡先
- ③ 捕獲した猫には、必要に応じ、マイクロチップ装着の有無をマイクロチップリーダーで、確認します。(リーダーは、保健所や動物愛護センターに配置しています。)

なお、捕獲や搬送の際に、猫がパニックを起こして暴れ、引っかかれたり、咬みつかれたりといった場合があることを念頭に入れて、身を守るための長袖シャツや革手袋等を着用します。

4. 不妊去勢手術

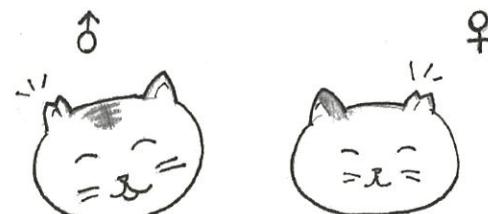
望まない猫の繁殖を防ぐだけではなく、発情や繁殖に関係する猫同士のケンカ、大きな鳴き声などの問題行動の抑制(発情によるストレスからの解放)等の効果があります。

- ① 捕獲した猫の搬送は、実施者(ボランティアを含む)が行います。
- ② 捕獲は一回で完了しないため、不妊去勢手術を実施した猫と未実施の猫を識別する必要があります。識別する方法としては、耳先V字カット、耳ピアス、マイクロチップ等があります。

・耳先V字カット

外部から容易に確認できます。

一般的な識別方法として普及しています。



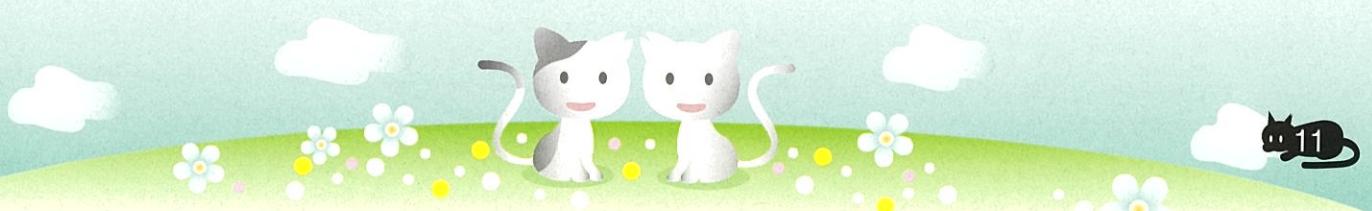
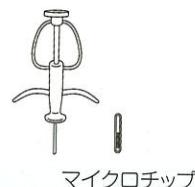
・耳ピアス

外部から容易に確認でき安価ですが、ピアスの穴が化膿したり4~5年で取れてしまう場合があります。

・マイクロチップ

体内に埋め込むため取れることなく、不快感もありませんが、外部からの確認ができず、また、埋め込む費用がかかります。

(直径2mm、長さ8~12mm)



5. 猫の管理

不妊去勢手術後は、猫を元の場所（テリトリー）に戻し、管理を行います。

(1) 餌やりをする場所の管理

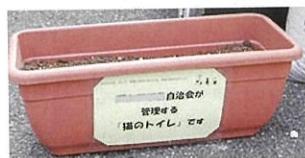
餌は容器に入れ、迷惑のかからない場所で行います。

～注意事項～

- ①猫の数が多い地域では、餌やりをする場所を分散させます。
- ②餌やりをする場所は、迷惑のかからないところを選びます。特に、駐車場などは車に傷がつくなどの苦情の元になるため、注意が必要です。
- ③置き餌は、衛生害虫の発生や悪臭の原因となります。決められた場所と時間に餌をやり、食べた後はすぐに片付け、掃除します。
- ④餌やりをする場所の周辺の清掃も行いましょう。

(2) トイレの設置・管理

決められた場所に必要な数のトイレを適切な場所に設置し、トイレを常に清潔に保ちながら管理します。



～注意事項～

- ①トイレは餌やり場所の近くの、できる限り人目につかない場所に設置します。
- ②猫は、周りが囲まれた静かな場所や、やわらかい砂地等を好むため箱、砂等を用意します。
- ③猫がトイレにふん尿を排せつしているかどうかを確認するとともに、定期的に「猫のふんパトロール」などを行い、トイレ以外の場所に排せつしているふんがあれば、すみやかに処理、清掃を行います。

(3) 実施状況の把握

世話をしている猫の数、個体識別、健康状態の把握を行います。

繁殖制限を受けていない猫が入ってきた場合など、個体把握をしていれば対処が早くなります。

(4) 被害を受けない対策の周知

飼い主のいないねこが減っていけば、被害は少なくなりますが、それには時間がかかります。（飼い主のいない猫の寿命は一般的に4～5年程度と言われています。）猫からの被害を受けないための対策も地域に周知します。（別紙P13）

(5) 謾渡への取り組み

地域猫から飼い猫になった例もあります。

新しい飼い主へは、地域猫であったことやその習性、留意事項を正しく伝えるとともに、終生飼養、屋内飼養などの適正飼養に関する情報提供を行います。

被害を受けない対策

1. 臭いによる方法

猫は、鼻がよく効くので臭いのある場所に近づかないことがあります。自宅の敷地に入りにくくする対策として次のような方法があります。いろいろな方法で、何度も繰り返して行ってください。

- ①ハーブ類（レモングラスなど）を植える。
- ②ゼラニウムの鉢植えをおく。（葉が臭うので近寄らない）
- ③コーヒー粕、どくだみ茶等の茶殻、唐辛子、にんにく（細かく切る）、みかん等のかんきつ類の皮を撒く。
- ④食酢や木酢液を古着や布等に染み込ませて、猫の侵入路におく。

2. 物理的な方法

猫は、足場等の悪い場所等には近づきません。

- ①ごみ処理を確実にして、荒らされないようにする。
- ②ゴミをあさらないように、ゴミ袋に網をかける。
- ③ネットなどを張り、侵入路を防ぐ。
(歩く場所には猫の爪が引っかかる網目のものを張る)
- ④枯れ枝を撒く。
- ⑤尖った小石を撒く。
- ⑥ガムテープの粘着面を外側にして侵入路等におく。
- ⑦水を嫌うので、ホースでたっぷり水を撒く。
- ⑧市販のねこよけシート（突起がついたシート）を利用する。
- ⑨市販の忌避剤等を利用する。
- ⑩市販の超音波発生器などの猫よけ道具を使用する。

なお、上記の方法で確実に猫の侵入防止を保証するものではありません。



問い合わせ先

	郵便番号	所在地	TEL	FAX
海南保健所 衛生環境課	642-0022	海南省大野中939	073-482-0600	073-482-3786
岩出保健所 衛生環境課	649-6223	岩出市高塚209	0736-61-0022	0736-62-8720
橋本保健所 衛生環境課	649-7203	橋本市高野口町名古曾927	0736-42-5443	0736-42-5466
湯浅保健所 衛生環境課	643-0004	有田郡湯浅町湯浅2355-1	0737-64-1293	0737-64-1290
御坊保健所 衛生環境課	644-0011	御坊市湯川町財部859-2	0738-22-3481	0738-22-8751
田辺保健所 衛生環境課	646-8580	田辺市朝日ヶ丘23-1	0739-26-7934	0739-26-7935
新宮保健所 衛生環境課	647-8551	新宮市緑ヶ丘2-4-8	0735-21-9631	0735-22-6225
新宮保健所串本支所 保健環境課	649-4122	東牟婁郡串本町西向193	0735-72-0525	0735-72-2739
和歌山市保健所 生活保健課	640-8137	和歌山市吹上5-2-15	073-488-5114	073-431-9980
和歌山県動物愛護センター	640-1251	海草郡紀美野町国木原372	073-489-6500	073-489-6504
環境生活部県民局 食品・生活衛生課	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-2624	073-432-1952

地域猫対策ガイドブック

発行日：平成28年5月
平成30年2月（第3版）

編集・発行：和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課
〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
TEL：073-441-2624 FAX：073-432-1952
メール：e0316001@pref.wakayama.lg.jp